

鳥取県告示第682号

平成20年鳥取県告示第310号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成20年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
鳥取市	変更前	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、吉成、大覚寺、福部町蔵見、福部町左近、国府町神垣、河原町高福、気高町日光、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、青谷町河原及び青谷町小畑の各一部	平成21年3月31日まで
	変更後	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、吉成、大覚寺、福部町蔵見、福部町左近、国府町神垣、河原町高福、河原町釜口、気高町日光、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、青谷町河原及び青谷町小畑の各一部	〃
倉吉市	変更前	倉吉市西福守町、福守町、西倉吉町、鴨川町、丸山町、関金町堀、関金町明高、関金町福原及び関金町関金宿の各一部	〃
	変更後	倉吉市西福守町、福守町、西倉吉町、鴨川町、丸山町、関金町堀、関金町明高、関金町小泉、関金町米富、関金町福原及び関金町関金宿の各一部	〃
若桜町	変更前	八頭郡若桜町大字諸鹿の一部	〃
	変更後	八頭郡若桜町大字諸鹿、大字大炊及び大字岸野の各一部	〃
八頭町	変更前	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、見槻、志子部、福井、見槻中及び奥野の各一部	〃
	変更後	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、篠波、隼郡家、船岡、見槻、志子部、福井、見槻中及び奥野の各一部	〃
湯梨浜町	変更前	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津及び大字埴見の各一部	〃
	変更後	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字方地及び大字埴見の各一部	〃
琴浦町	変更前	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字八橋、大字笠見、大字大杉及び大字福永の各一部	〃
	変更後	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字八橋、大字笠見、大字田越、大字大杉及び大字福永の各一部	〃